

～あなたの大切な人と財産を守るために～

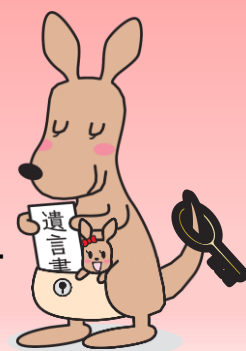
相続登記の申請義務化 自筆証書遺言書保管制度に関する説明会



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

- 相続登記の申請義務化
(令和6年4月1日スタート)
- ・いつまでに登記すればいいの？
- ・登記をしないと、どうなるの？

- 自筆証書遺言書保管制度
- ・あなたの大切な遺言書をお預かりし、
相続のトラブルを防止します
- ・制度の内容とその利用方法は？



遺言書かんガイル

参加無料
・
事前予約

日程

令和6年 11月8日(金) 12月11日(水)
令和7年 1月21日(火) 2月19日(水)

時間

10:00～11:00 (各日1回)

会場

前橋地方法務局(本局)
・高崎支局・桐生支局・伊勢崎支局・太田支局
・沼田支局・富岡支局・中之条支局

参加申込みは、お電話にて承ります。

(一部の支局では開催しない日程がありますので、お電話にてご確認ください。)

前橋地方法務局	TEL027-221-4466	(前橋市大手町2-3-1)
高崎支局	TEL027-322-6315	(高崎市東町134-12)
桐生支局	TEL0277-44-3526	(桐生市末広町13-5)
伊勢崎支局	TEL0270-25-0758	(伊勢崎市太田町554-10)
太田支局	TEL0276-32-6100	(太田市鳥山下町387-3)
沼田支局	TEL0278-22-2518	(沼田市西倉内町701)
富岡支局	TEL0274-62-0404	(富岡市富岡1383-6)
中之条支局	TEL0279-75-3037	(吾妻郡中之条町大字 中之条町692-2)